石川県能美市

史跡能美古墳群

― 保 存 管 理 計 画 書 ―

２０１５

能美市教育委員会

序　文

史跡能美古墳群は平成25年10月17日付で国史跡に指定されました。これまで和田山・末寺山古墳群、秋常山古墳群が国史跡にそれぞれ指定されていましたが、このたび寺井山古墳群と西山古墳群を加えた一体的な古墳群としての価値が認められ、新たに指定に至ったものです。

史跡名であり、また市名でもある「能美」は、平安時代の加賀立国に際して名付けられた郡名に由来しており、1200年余りの歴史を有するものです。能美古墳群は、古代能美の地を開拓し、その礎を築いた先人たちの生きた証しであり、悠久の能美の歴史を今に伝える貴重な歴史遺産と言えます。

この郷土の大切な史跡を後世に確実に引き継ぐことは、現代の私たちの責務であり、かつて能美古墳群が破壊の憂き目にあった悲劇を二度と繰り返してはなりません。そのためには、史跡の本質的価値を明確化し、適切に保存管理するための計画が欠かせません。本書はその指針を示したものであり、本計画をもとに史跡のよりいっそうの保護が図られ、能美古墳群が末永く受け継がれていくことを願って止みません。

能美市は、本年をもって誕生から10年の節目を迎えました。能美古墳群の一体的な国史跡指定は、旧町の垣根が取り払われたことにより実現できた、まさに合併効果のひとつと言えるものです。今後は、能美古墳群が市民にとってかけがえのない史跡となるよう、また、能美市の未来を担う子ども達にとってふるさとに誇りと愛着を持ってもらえる場所となるよう、史跡のさらなる整備と活用を進めて参りたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末尾となりましたが、本書の発刊に際し、多大なご指導、ご教示、ご支援をいただきました文化庁、石川県教育委員会、史跡能美古墳群保存管理計画策定委員会、本事業にご協力をいただきました地元町会、土地所有者の皆様方をはじめ関係機関各位に厚く御礼を申し上げ序文といたします。

平成27年３月吉日

能美市教育委員会

教育長　中嶋　敏一

例　言

1．本書は石川県能美市（のみし）寺井町（てらいまち）、和田町（わだまち）、末寺町（まつじまち）、秋常町（あきつねまち）、高座町（こうざまち）、徳久町（とくひさまち）に所在する史跡能美古墳群（のみこふんぐん）の保存管理計画書である。

2．能美古墳群とは寺井山古墳群・和田山古墳群・末寺山古墳群・秋常山古墳群・西山古墳群の総称である。

3．史跡能美古墳群保存管理計画策定事業は、能美市が国庫補助金および石川県費補助金の交付を受けて、平成25～26年度にかけて実施した。

4．本事業は、史跡能美古墳群保存管理計画策定委員会の指導のもと、能美市教育委員会に事務局を置き実施した。委員会の設置及び事業の実施にあたり、文化庁文化財部記念物課及び石川県教育委員会事務局文化財課の指導と助言を得た。

5．本書の執筆・編集は菅原雄一（能美市教育委員会生涯学習課）が行った。第Ⅱ章第４節第２項（２）の植生・動物に関する記述については、安田二三男氏の現地調査と助言を得た。また、裏表紙の和田山１号墳出土遺物の集合写真は福井市教育委員会 田邉朋宏氏に依頼した。

6．本書に掲載した西山古墳群地形図は、平成26年度に株式会社太陽測地社に委託して作成したものである。

7．本事業の実施にあたり多くの方々や関係機関のご指導、ご教示、ご協力をいただいた。以下に芳名を記して深甚の謝意を表したい。

（個人：敬称略　五十音順）

浅野啓介、安田二三男、石川友之、川端 修、河村好光、島﨑好夫、髙橋浩二、竹本明彦、田邉朋宏、西田正平、禰宜田佳男、林　正憲、東方建一郎、福島武征、福島正実、松村芳明、三浦俊明、南長一郎、南山修一、宮田俊英、室　和彦、安　英樹、安田　進、谷内尾晋司、山岸義正、山崎善守、山本邦彦、吉岡泰英

（機関）

文化庁、石川県教育委員会、（公財）石川県埋蔵文化財センター、石川考古学研究会、金沢学院大学、金沢大学考古学研究会、能美市文化財保護審議会、能美市埋蔵文化財調査委員会、能美市寺井町、和田町、末寺町、秋常町、高座町、徳久町

『史跡能美古墳群保存管理計画書』

目　　次

第Ⅰ章　沿革と目的
第１節　計画策定の沿革 …… 1
第２節　計画の目的 …… 1
第３節　委員会の設置 …… 2

第Ⅱ章　史跡の現状と課題
第１節　位置 …… 5
第２節　指定に至る経緯 …… 6
第３節　指定地の概要 …… 9
第１項　指定説明　9
第２項　史跡の構成とその範囲　11
第４節　史跡の現況 …… 21
第１項　歴史的調査の結果　21
第２項　自然的調査の結果　44
第３項　社会的調査の結果　63

第Ⅲ章　保存と管理
第１節　基本方針 …… 69
第２節　構成要素 …… 70
第３節　保存管理の方法 …… 78
第４節　現状変更等の取り扱い方針及び取り扱い基準 …… 79
第１項　現状変更申請の区分　79
第２項　地区区分に基づく現状変更等の取り扱い方針・基準　81
第５節　追加指定、公有地化の方針 …… 87
第６節　出土品の調査・保存・管理の方針 …… 88

第Ⅳ章　整備と活用
第１節　整備の現状と課題 …… 89
第１項　現状　89
第２項　課題　90
第２節　活用の現状と課題 …… 91
第１項　現状　91
第２項　課題　94
第３節　整備活用方針（基本構想）…… 96
第１項　事業の目的　96
第２項　基本方針　96
第３項　地区区分（ゾーニング）計画　98
第４節　上位計画との関連 ……108
第５節　実施計画 ……109

第Ⅴ章　運営及び体制整備
第１節　現状と課題 ……111
第２節　行政による管理・運営の体制 ……111
第３節　市民との協力体制 ……112

付録　関係法令（抜粋）